

I 教職員の年齢構成調査の概要

1 調査の目的

この調査は、県内公立学校の本務教職員について調査し、教育行政上の基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の対象

平成19年10月1日現在、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍している以下の教職員を対象としています。

(1) 本務教職員

県費または市町村費支弁の常勤教職員。

休職者、組合専従者、病休者、産休者、育児休業者、介護休暇者、充て指導主事、長期研修者、大学院派遣者、青年海外協力隊派遣者、海外日本人学校派遣者等を含む。

(2) 臨時的任用者

欠員補充、休職代替、専従休職代替、病休代替、産休代替、育休代替、介護休暇代替等。

(3) 再任用教職員

再任用教職員のうち、任期1年間かつ週40時間勤務の者。

3 調査年齢

平成19年10月1日現在の満年齢

(注1) 昭和57年度までは5月1日現在の満年齢で調査

(注2) 昭和58年度から平成2年度までは、4月1日現在の満年齢で調査

(注3) 職員については、昭和58年度から調査開始

4 調査内容

・学校種別	} 教員数及び職員数
・年齢別	
・職名別	
・男女別	

5 調査実施系統

県教育委員会	└── 市町村教育委員会 — 市町村立小・中学校、市立高等学校、市立特別支援学校

6 統計表利用上の注意

(1) 数字の単位未満は、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、合計の数字と内訳の合計が一致しない場合があります。

(2) 符号の説明

0.0 } 表示単位に満たないもの
0.00 }
△ 負数又は減少したもの
－ 該当数字が得られなかったもの
… 該当数字がありえないもの

(3) 用語の説明

ア 教員

校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師。

イ 職員

教員以外の学校職員の総称。

事務職員、学校栄養職員、寄宿舎指導員、技術職員、技能職員、実習助手、養護職員（看護等）、学校給食調理従事員、用務員、警備員、その他の者。

ウ 負担法による者

市町村立学校の職員で「市町村立学校職員給与負担法」により、県が給与を負担している者。